

平成28年5月12日

各位

会社名 株式会社日清製粉グループ本社
代表者名 取締役社長 大枝 宏之
(コード番号：2002 東証第1部)
問合せ先 総務本部広報部長 町田 英樹
(TEL) 03-5282-6650

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月28日開催予定の第172回定時株主総会に、下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる対象者の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても責任限定契約を締結できるようにするため、現行定款第30条第2項及び第40条第2項の一部をそれぞれ変更するものであります。なお、本議案のうち現行定款第30条第2項の変更に関する議案の本定時株主総会への提出につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成28年6月28日（火曜日）
定款変更の効力発生日 平成28年6月28日（火曜日）

以上

(別 紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する<u>社外取締役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当会社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当会社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 40 条 当社は、会社法第 4 2 6 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第 4 2 7 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 4 2 3 条第 1 項に規定する<u>監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>